

第96回接続料の算定等に関する研究会

日時 令和7年5月30日（金）15:30～16:55

場所 オンライン会議による開催

出席者 （1）構成員

相田 仁 座長、関口 博正 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、高橋 賢 構成員、武田 史子 構成員、
西村 暢史構成員、西村 真由美構成員
(以上8名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 田中 康之 相互接続推進部 部長
種村 青治 経営企画部 営業企画部門
部門長

西日本電信電話株式会社 木下 雅樹 経営企画部 営業企画部門
部門長

藤本 誠 相互接続推進部 部長
KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 部長
野平 秀典 相互接続部 推進1グループ
グループリーダー

田淵 翔 相互接続部 推進2グループ
グループリーダー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 部長

原 裕樹 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 課長

植田 朝子 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会運営分科会主査

三宅 義弘 MVNO委員会運営分科会副主査

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

木村 孝 事務局長

一般社団法人 I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

外山 勝保 副理事長

株式会社 N T T ドコモ 大橋 一登 経営企画部 料金企画室長

東原 弘 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総務課長、

飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、

小川料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐

■議事概要

- モバイル接続料の検証に関するヒアリング
 - ・ 株式会社 N T T ドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社及び一般社団法人テレコムサービス協会 M V N O 委員会より、それぞれ資料 96-1 から資料 96-4 までについて説明が行われた後、質疑が行われた。
- 関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法に関するヒアリング
 - ・ 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人 I P o E 協議会より、それぞれ資料 96-5 及び資料 96-6 について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ モバイル接続料の検証に関するヒアリング

【相田座長】 それでは、ただいまから接続料の算定等に関する研究会の第96回会合を開催させていただきます。

本日、構成員はオンライン会議にて8名全員の出席となっております。

それでは、議事に入りたいと思います。議事の(1)はモバイル接続料の検証に関するヒアリングでございます。本件につきましては、前回事務局よりモバイル接続料について更なる適正性を確保するための論点について説明いただいたところです。今回は、MNO 3社及び一般社団法人テレコムサービス協会のM V N O委員会から各論点についてヒアリングを行い、意見交換を行いたいと思います。

まずは、株式会社NTTドコモ様から御説明をお願いいたします。

【NTTドコモ】 NTTドコモの大橋でございます。

それでは、資料96-1に基づきまして、当社から説明をさせていただきます。

まず、モバイル接続料の検証に関する論点の御説明です。

資料3ページを御覧ください。こちらは、予測接続料について、予測と実績の差及び予測と予測の差をお示ししたものとなっております。今回は、費用配賦の見直しがございましたので、比較の対象が実際のものとは少し異なっておりますが、こちらの図のとおりお示しをしております。下の点線で囲ってあるものが実際に算定した接続料で、実際に比較を行ったものは費用配賦見直し前のルールにのっとって算定した接続料でございます。

いずれも差異は非常に小さく、3%台に収まっていると考えております。

それぞれの詳細は、4ページ、5ページにお示しをしております。

6ページでございます。MVNOの情報提供において、今申し上げた実際の比較に使用しなかった接続料についても情報提供を行っております。こちらは、精算接続料における情報提供でございます。

7ページでございます。予測接続料における、参考で用いた数字を情報提供しております。

8ページでございます。MVNOの情報開示につきましては、今年度から新たな取組を始めております。MVNOに対しては年3回の情報開示のタイミングがございましたが、その都度、情報開示のお申込みをいただいております。これについて、MVNOの皆様のお手を煩わせることを削減するという観点から、都度申込み不要の、今後全てを申し込むというものを用意いたしました。これは一度申込みいただきますと、以後は都度の申込みをいただかなくても我々のほうから情報開示をさせていただくというものになります。

9ページでございます。POIの冗長につきましては、昨年の研究会において、この図の一番右側にあるような、冗長系を別拠点に設置するものを御説明したところでございます。これについて、当社のホームページに掲載をいたしまして、MVNOの皆様にも広く情報提供を行ったところ、幾つかのMVNOの方からお問合せをいただくとともに、POI更改のタイミングで我々からも提案をしております。

また、10ページ目、配賦見直しにおいて、昨年度、空中線設備の追加検証を行いました。その結果といたしまして、3社で格差が存在する明確な理由が判明しなかったと承知しております。今年度においては、更なる追加検証を行う余地がないかという点を検討いた

いて、ぜひ更なる検証を行っていただければと考えております。

11ページでございます。接続料の検証コスト削減に向けた要望です。接続料を届け出る際には様々な省令別表を提出しておりますが、こちらの作成には相当な稼働を要しております。また、確認をいただく行政のコストもかかっているものと想定しておりまして、こちらに記載しているような重要度及び変化の少ないような項目等につきましては、削減を検討いただけるとありがたいと考えております。

具体的な削除項目案については、12ページに記載をしております。

ここまでが接続料検証に関するものでございました。以降は、MVNO各社様との協議の状況について御報告をいたします。

まず、5G（SA）L2接続相当の協議状況でございます。

14ページを御覧ください。2024年度は2社と計13回の協議を実施いたしました。従来、要望のあった国際ローミングと同様のフルMVNO方式に加えまして、MVNOにおいて負担軽減が期待できる別の方式も当社より提案をしております、MVNO2社と議論を継続している状況でございます。今年度も、引き続きMVNOがL2接続相当を導入しやすい仕組みの検討や提案を行ってまいりたいと考えております。

続いて、音声卸料金の見直しについて御説明いたします。

16ページです。音声卸料金につきましては、今回、音声卸料金をより使いやすくするように料金を見直したところでございます。具体的な水準等については、構成員限りとなりますが、こちらに記載をさせていただいているとおりでございます、我々としては、かなり使いやすい水準に見直しを行ったと考えております。おかげさまでMVNOの方々からも御好評いただいている状況でございます。

続きまして、IMS接続の協議状況について御説明いたします。

IMS接続の協議状況でございますが、1社と2025年4月に契約を締結いたしまして、現在、構築のフェーズに移っているところです。2025年度の4Q、今年度の終わり頃には機能提供の開始を目指して、順調に推移をしているところです。こちらの機能の提供が開始された際には、音声卸と接続の代替性についても、改めて御判断をお願いしたいと考えております。

19ページは、具体的な協議の状況をお示ししております。

20ページは、IMS接続におきまして、どのような対応が必要かという点を改めてお示したものとさせていただきます。

続いて、5Gホームルーターサービスについて御説明をいたします。

22ページでございます。5Gホームルーターサービスについて、MVNOから提供の要望をいただきましたので、現在前向きに協議を実施しているところでございます。前回の第八次報告書において特定卸には当たらないと整理された位置特定機能及び端末も含めて、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスの共用型を構成するこの3つの要素について、まとめて提供することを現在進めているところでございます。提供までの期間やコストを鑑みまして、構成員限りとなりますが、記載の方法において提供することで現在合意に至っておりまして、御覧の記載の時期を目指して、現在、協議を進めているということです。

最後に、その他ということで、当社からの御要望を申し上げたいと思います。

番号ポータビリティの転送機能でございます。接続料規則において番号ポータビリティ転送機能の転送方式の接続料が規定をされております。PSTNマイグレーションが完了した段階においては、全ての事業者が今右側に記載しているENUM方式を用いておりまして、この左の転送方式は用いられていないという状況でございます。全ての事業者がPSTNに戻さない限り、当該機能は利用できず、また、改めて全ての事業者にこの機能の可否をヒアリングしたところ、全ての事業者から利用要望はありませんでしたので、法定機能の対象外として、接続料規則からの削除をお願いしたいと考えております。

以降は、各論点に沿った当社の意見を記載させていただいております。

本社からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

では、続きまして、KDDI株式会社様から御説明をお願いいたします。

【KDDI】 KDDIの橋本です。

それでは、資料96-2に沿って御説明いたします。

スライド3をお願いいたします。予測接続料の差異について、予測と実績の差異は、前回につきましては、需要が想定よりもかなり上振れたということもあって、乖離が33%ということで、かなり開いてしまったのですが、今回につきましては、乖離は7%ということで、前年度に比べて大きく改善しております。更なる精緻化につきましては、引き続き対応していきたいと思っております。

スライド4をお願いいたします。MVNOへの情報開示について、激変緩和措置があり、実際のコストと適用される接続料が違うということもございまして、やはり実際の費用の

推移等につきましては、激変緩和措置がない場合の情報が必要になってくるということで、MVNOさんからの要望に対して、激変緩和措置がなかった場合の様々な情報を開示しております。実際に開示した資料につきましては、構成員限りで下に載せておりますので、御参照ください。今後も、御要望を踏まえて適時適切に情報開示については進めていきたいと思っております。

スライド6をお願いいたします。空中線設備の配賦基準について、配賦基準の見直しを行ったことで、二種指定事業者間で固定資産や主要な営業費用の配賦基準といったものは統一化が図られましたが、結果として、激変緩和措置の適用がなくなる2025年度以降につきまして、音声接続料の水準差が以前に比べると、更に拡大すると推測しております。

その一因として、主要コストの配賦基準に回線数比を使っていることが考えられます。回線数比につきましては、これまで整理した考え方も当然一定の合理性があると弊社でも考えておりますが、音声トラフィックが今後減少していく中で主要コストの配賦基準に回線数比を採用し続けることにつきましては以下のような影響があると考えております。そのため、必ずしも回線数比を使うということが、将来にわたって最適な配賦基準にはならないと考えております。例えば、トラフィック減少に見合うほどコストが下がっていかずに、今後、音声接続料水準が上昇し続けるおそれがあるということ、主要な固定資産である空中線設備について、鉄塔は回線数比、アンテナはトラフィック比というような形で、異なる配賦基準を採用した結果、これも結果としてではございますが、二種指定事業者間で音声とデータのコスト配賦に大きな差が生じてしまったこと。また、今後、データ専用のIoT機器につきましては、ますます増加していくと想定され、人よりも機器のほうが多くなるといったようなこともございますが、二種指定事業者のIoT分野への取組状況によって音声とデータの回線数比が各社で大きく異なってしまうという可能性があると考えております。

次のページに、参考といたしまして、携帯電話とモジュールの契約数の推移を並べておりますが、やはり各社によってかなりモジュールにつきましては数も異なっており、1,000万契約単位で異なっているということが見てとれます。また、携帯電話とモジュールの契約数の相対的な数についても、携帯電話とモジュールの数が近ければやはりデータの回線数は相対的にかなり増えてしまうということもあり、IoT機器の数が増えていくと、回線数比というものが大分変わってきてしまうと考えております。

特にIoT機器につきましては、トラフィックがそこまで出ないということもあり、ネッ

トワークリソースの観点から、それほどネットワークのコストを使うものではございませんが、回線数比を用いることで、I o T機器の数が増えてくると、データに過度にコストが寄ってしまうと。逆に言えば、音声のほうのコストが過度に小さくなるおそれがあるということで、今後そうした点が問題になってくると考えております。

戻っていただいて、6スライド目ですが、以上のことから、主要な固定資産の配賦基準は、やはり原則のトラヒック比に見直していくべきなのではないかと弊社では考えております。

なお、主要なコストをトラヒック比に見直すと、モバイルの接続料水準自体はかなり低廉化すると考えております。ただ一方で、固定電話の接続料につきましては、ひかり電話は同じようにトラヒック比で配賦されるため、そこまで接続料は上がらないと想定しておりますが、LRICで算定しているメタルIP電話につきましては、そうしたコスト配賦はなかなか効かない構造になっており、音声トラヒックの減少に合わせて今後も接続料が上がっていくことが想定されるため、そうした点については、別途検討は必要だろうと考えております。

スライド8をお願いします。ここは参考までに、弊社の音声接続料に対する考え方についてです。音声トラヒックは今後も減少が続いていくということで、やはり業界全体で規制コストや事業者間協議、精算実務に係るコストを最小化していく必要があると考えております。その点、コスト削減インセンティブがより働くような接続制度に変えていく必要があると弊社では考えております。

具体的には、自網のネットワークコストを削減した事業者が競争上優位になるビル&キープ方式を全事業者に適用して、今よりもよりコスト削減インセンティブが働くようにしていくことによって、結果として音声サービスの提供維持につなげることやユーザーの利便性維持につなげていくことが必要であると考えております。

参考までに、スライド9及び10について、ビル&キープ方式のほうがコスト削減インセンティブが働くということを図示しておりますので、後で参考いただければと思います。

スライド12をお願いいたします。冗長化に係るMVNOへの情報提供について、冗長構成や、その際の接続料の要否をMVNO向けの公表資料に入れて情報提供しております。下のところは、具体的に情報提供している内容になりますが、今後も適時適切に情報提供を実施し、御要望があれば協議の上、更に改善していくつもりでございます。

スライド14をお願いします。その他要望事項について2点挙げております。

NTTドコモさんと内容については同じになりますが、1点目についてはアンバンドル機能から番号ポータビリティの転送機能を削除いただきたいということです。マイグレーションに伴って番号ポータビリティのルーチングの実現方式につきましてはI P－P O I 経由のE N U M方式に一本化されているため、既に転送方式については利用されなくなっております。このことから、番号ポータビリティ転送機能につきましては、今後使われないということで、アンバンドル機能から削除しても良いのではないかと考えております。

なお、念のためではございますが、協定事業者に対して改めて転送方式の利用予定があるかどうかといった点を二種指定事業者連名で確認を行いました。利用すると表明した事業者はおりませんでした。

スライド15をお願いいたします。こちら、特定卸電気通信役務と非常時における事業者間ローミングの関係性の整理をいただきたいという内容です。非常時における事業者間ローミングにつきましては、2025年度末に向けて、現在、検討準備を進めているところでございます。この事業者間ローミングにつきましては、卸電気通信役務で提供するというところで整理しております。MVNOとの関係でいきますと、被災事業者をホストMNOとするMVNOの利用者につきましては、MVNOが個別に各MNOとローミング契約を結ぶ必要なく、ホストMNOを通じて非常時における事業者間ローミングのサービスをMVNOの利用者も利用できるようになるということを予定しております。そのため、救済事業者からMVNOに対して非常時における事業者間ローミングを直接提供する必要性がないといったこともございまして、そもそも特定卸電気通信役務に含まれるものなのかどうかといった点、また、仮に含まれる場合においても、その提供義務を課す必要があるものなのかどうかといった点については、整理が必要なのではないかと考えております。

スライド18以降につきましては、各論点について当社の考えを一覧でまとめたものになりますので、後で御参照いただければと思います。

資料の説明は以上となります。ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、ソフトバンク株式会社様から御説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの伊藤です。

それでは、資料96－3に沿って説明させていただきます。

4 ページ目、予測値の算定方法に関する論点についてです。まず、MVNOへの情報開示について、積極的に情報開示はさせていただいておりまして、例年、4月に予測値と実

績値の差異や、予測と実績の差異、それから見込みの考え方を、まとめて開示させていた
だいていたのですが、今年は予測と実績に関しては、精算接続料が12月に確定しますので、
その翌月の1月に前倒しして、タイムリーに情報提供を実現すべく、情報提供時期の前倒
しの検討を行いました。

5 ページです。まず、上の行、「費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（S
A方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当ではないか」という点に関し
ましては、予測接続料については、配賦見直し及び一体とした算定に対応する考えです。

2 点目、「パラメータ設定の考え方を含め、予測値の算定方法について引き続き検討する
ことが適当ではないか」という点に関しましては、引き続き差異の分析をきちんと確認し
た上で、その差異の要因が一過性のものではない場合であれば、パラメータ設定の考え方
に反映していくという考えでおります。

3 点目です。これは、先ほどの情報開示の件と加えまして、MVNOさんから具体的な
情報提供の更なる要望があった場合には、真摯に対応するつもりでございます。

めくっていただきまして、6 ページ目、原価の適正性の確保に向けた論点です。

7 ページです。原価の適正性確保に関する当社の基本的な考え方を述べさせていただきます。

まずは、原則として、原価配賦の適正性は、資産や費用ごとの特性や、利用実態を適切
に反映させるということが最も重要であると。これを反映させることによって確保される
ということが原則だと思っております、これまでの費用配賦ワーキングにおきましても、
こちらの観点に基づいて十分に議論を行って、下の表に示しておりますとおり、費用項目
ごとにこの配賦を用いるといった整理がされたところであると認識しております。主目的
として、単に接続料を下げることですとか、各社の事業規模等を考慮しないまま、接続料
差分の縮小、これを主要目的とした見直しを実施するということは不適切であると考えて
おります。

8 ページ目です。引き続きステップ1の音声とデータの配賦の見直しに関する当社の考
え方について、適切な配賦ドライバに関しましては、過去、十分に議論をした上で整理さ
れており、本整理に基づき、算定された接続料であれば、接続料の適正性につきましても
現時点で確保されているという考えでおります。今後の具体的な継続検討の進め方という
かステップについて、まずは、今まで過去に議論した結果を踏まえて、見直された接続会
計に基づいて算定される接続料、今年度末届出の接続料を実際に確認した上で、その影響

を含めて検証いただくことから始めるべきだと考えております。昨年度激変緩和措置等を実施しましたが、今年度末届け出る予定の音声接続料に関しましては、大きな見直しの結果、接続料の水準も大きく下がることが見込まれますので、その辺りの水準やどの辺りが短期の変更の影響があったかといった点をしっかりと分析するところから始めるべきであると思っております。

先ほど、KDDIさんから、ビル&キープの導入についての御提案もありましたが、ビル&キープに関しては、当社の考えとしては、まず、両者間で合意に基づいて導入することに関しては否定はしませんが、制度上義務化するということになると、これまで丁寧に、複数年かけて費用の在り方を議論してきたところを、言わばリセットするような考え方になりますので、現時点において、制度上、ビル&キープを制度化する、義務化することに関しては、少し飛躍というか、そぐわないのではないかと考えております。

それから、空中線設備に関しては、引き続き検証を含めてやっていただければと思いますが、一旦時間をかけて議論した中で、鉄塔鉄柱については回線数比を用いるということで整理されましたので、そのほかに検討すべき項目があれば、そこは引き続き深掘りしていく必要があるかと思いますが、その際には、各社の資産管理方法などの違いにつきましても、十分考慮した上で議論する必要があると考えております。

それから、次のステップ2、3に関しましては、算定方法の変更など、状況に変化があった場合には様式の備考欄へ記載をしていく考えです。

続きまして、9ページが利潤の適正性の確保に向けた論点です。

10ページをおめくりください。利潤に関する投資その他資産及び貯蔵品の扱いについて、こちらは現行どおりの考え方で特に問題はないと考えております。

2点目、「正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当ではないか」という点について、各種様式を通じて検証を実施いただくことになるとは思いますが、二種指定事業者の過度な負担とならないように、ここはぜひ御配慮いただきたいと考えております。この点に関しましては、利潤の適正性に限らず全般に言えることでして、先ほどNTTドコモさんからもプレゼンがありましたが、検証全体に関してNTTドコモさんの先ほどの意見に賛同したいと思っております。非常に様式追加等が増えていますので、事業者負担が増大しているという点は、当社、課題認識を持っております。分析や検証に資する有効な内容であるか、また、分析によるその効果がどれぐらいあるかといった点の2点をぜひ照らし合わせた上で、廃止でき

るような項目があればぜひそこも積極的に検討いただきたいというのが当社の意見です。
NTTドコモさんの主張に賛同いたします。

それから、11ページ目、需要の適正性の確保に向けた論点について、めくっていただきまして、12ページです。冗長設備の利用可能性に関するMVNOへの情報提供ですが、昨年の6月に、以下のとおり情報提供を実施済みであります。

13ページです。2つ目の四角ですが、設備運用方針や設備容量の適正性の検証といった論点について、まず、接続料の観点ですと、現実的にトラフィックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保されていると考えております。設備容量につきまして、各社で、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がなされているという状況もございますので、そういった競争市場において、各社の投資を比較して、過大・過小といった評価ができるものではないと考えており、これは従前から我々主張していることではありますが、そういった評価ができるものではないと考えております。結論ですが、伝送容量の設定につきましては、競争市場に委ねるべきというのが当社の考えです。

それから、14ページ以降がその他になりますが、15ページ、音声卸料金につきましては、当社、接続料の改定に併せて毎年見直しを実施しております。基本的に音声の卸料金は音声の接続料に一定程度連動するという考えで見直しを実施しております。

16ページです。MNP転送機能の法定機能からの削除の御提案です。これは、先ほどNTTドコモさん、KDDIさんからもプレゼンがございましたが、それと同じ内容になっておりますので、詳しくは説明しませんが、基本的な番号ポータビリティ転送機能は利用されなくなりますので、法定機能から削除していただきたいと考えております。

17ページの非常時における事業者間ローミングの卸提供と特定卸役務について、こちらでも、先ほど2社からプレゼンがあったとおりで、下の囲みの吹き出しのところにも記載しておりますが、非常時ローミングは、通信環境確保を目的とした通信業界全体の取組であること、また、特にMVNOから卸申込みを受けなくても、MVNOの利用者に対しても、当該サービスの公平な提供が約束されていることといった2点を踏まえ、特定卸役務に指定する必要がないのではないかと考えております。

めくっていただきまして、18ページ、その他です。5G（SA方式）の開放に関しましては、2つ目のポチですが、MNO各社において本方式の仕様や提供時期についての具体的な見通しが見えた段階で改めて整理すべきと考えております。これは従前から申し上げ

ているとおりですが、そういった進め方をしていただければと思っております。

それから、IMS接続の協議状況に関しましては、これは個別協議の事柄になりますので、構成員限りとさせていただきます。

最後、19ページです。5Gホームルーターサービスの協議状況に関しまして、個別の協議内容になりますので、構成員限りとさせていただきます。

当社からの説明は以上になります。

【相田座長】 ありがとうございました。

では、続きまして、一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会様から御説明をお願いいたします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会MVNO委員会の中野と申します。本日は御説明の機会をいただきありがとうございます。

資料96-4に沿って御説明させていただきます。

右肩、1ページ目をお願いします。こちらは、今般届け出されましたデータ接続料についてです。2026年度以降のデータ接続料につきましては、4G・5G（NSA方式）及び5G（SA方式）を一体として算定されるということになっておりますが、2026年度においては、費用配賦見直しの影響によりまして、一部の事業者様においてはデータ接続料が上昇するという見込みとなっております。

本研究会の第八次報告書では、MNO各社は、令和8年度以降も費用の削減や需要の喚起に取り組み、データ接続料の低廉化に取り組むことが適当であるとありますように、MNO各社におかれましては、接続料の低廉化の取組をお願いしたいと考えてございます。また、総務省殿には、MNO各社の取組が接続料の低廉化につながっているかにつきまして、引き続き注視・検証をお願いできればと考えてございます。

続いて、右肩2ページ目をお願いします。こちら、MVNOへの情報開示についてです。本研究会の報告書では、積極的な情報開示が必要であること、MNOによる情報開示状況を確認することが適当であると結論づけられているところ、一部のMNO様におきましては、予測値に関する考え方等が示されていない。また、一部のMNO様のほうで当該情報が開示されたとしても、MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する、今年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できないとの声は引き続き上げられており、MNO各社の情報開示の同等性確保、開示情報の更なる充実が望まれると考えてございます。

MVNO個社に対しての開示情報になりますので、当委員会にて詳細の内容については

把握しておりませんが、前項のような声がMVNOから上がっている状況を踏まえますと、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識しておりまして、より踏み込んだ定量的で具体的な情報開示をお願いしたく考えてございます。

こちらは、例えばですが、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額、需要それぞれについて、例えば精算接続料の値を基準として、予測接続料の3か年でどのように推移するのか、どのような予測になっているのかを数値で示していただくといったようなことも考えられるのではないかと思いますので、このような情報開示をMNO各社に求めるとともに、総務省殿による情報開示状況の確認が必要であると考えてございます。

続いて、右肩3ページ目をお願いいたします。こちらは、需要の適正性の確保に向けた論点としまして、MVNOによる冗長設備の利用可能性についてです。

こちらは、昨年（2019年）の第84回の本研究会で議論いただきまして、第八次報告書において①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNOは平時における再発時トラヒックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払いが必要なのか等について、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当とされ、MNO各社におかれましては、接続事業者向けの公表資料といったものに反映いただいたものと認識してございます。これにより、MVNOが設備構成を検討する、または、更改等するといったタイミングで、前提事項として共通理解が図れたのではないかと考えてございまして、そういった点では進展が見られたものと考えており、本対応につきまして感謝申し上げたいと考えてございます。

続いて、右肩4ページ目です。こちらは、接続における帯域設定変更の柔軟化についてです。

こちらの抜粋資料は、昨年（2019年）の第81回の本研究会で、NTTドコモ様が説明された帯域設定変更の柔軟化対応の御説明資料になっております。詳細の内容は構成員限りのため分からないところではありますが、MVNOの毎日のトラヒックが集中するような時間帯において、一時的な増速が臨機応変に可能な環境といったものを整備いただければ、MVNOのユーザーがより快適にサービスを利用できるようになるのではないかと考えてございますので、MVNOから要望等があれば、そういった御検討をお願いできればと考えてございます。

続いて、右肩 5 ページ目をお願いします。こちらは、その他の論点にあります 5 G（S A 方式）の機能開放、5 G ホームルーターサービス、IMS 接続における緊急通報の協議状況等につきまして、当協会加盟の MVNO 各社にアンケートを行った結果となっております。アンケートについては、10 社から回答いただいております。

アンケートの内容については、こちらの 3 つの論点につきましてそれぞれ同じ設問で行っておりまして、問 1、協議を行っているのか。問 2、協議を行っている事業者については 1 年前から協議に進展があったか。問 3、課題があるかどうか、課題がある場合にはその内容について、また、その他卸役務に関する規律や制度等における課題や要望等があればその内容について、以上を MVNO 各社に確認いたしました。

アンケート結果につきましては、5 G（S A 方式）については、一番左になりますが、5 社が協議を行っており、そのうち 1 社は要望実現に向け協議中ということで進展があったと回答がございましたが、4 社については進展がないという回答となっております。

続いて、真ん中です。5 G ホームルーターサービスにつきましては、4 社が協議を行っておりまして、そのうち 1 社は導入済み、もう 1 社はビジネススキームについて協議中ということで、2 社に進展があったと回答がございました。続いて、IMS 接続、一番右になりますが、こちらは 3 社が協議を行っておりまして、2 社から進展したという回答がございまして、そのうち 1 社からは接続方式について実現性の確認が進展したとの回答がございました。

それぞれについて、各社が協議に着手していて、少なからず進展があったものと推察される一方で、進展がない、また協議に課題、問題を感じているといったような事業者様も存在する状況となっております。

以上がアンケート結果となりますが、MVNO 委員会としては、もう少し多くの事業者様で協議の進展等があることを少し期待していたところではありますが、少なからず進展したという事業者がいるということは確認できました。こういった事業者で MNO との協議が進展していけば、ほかの MVNO に横展開するといったことは期待できるのではないかと考えてございますので、当研究会及び総務省殿におかれましては、卸協議の更なる円滑化や適正化を促進いただくために、協議状況の確認については引き続きお願いしたく考えております。

次のスライドは、参考としまして各社のコメントを載せておりますので、御参照いただければと思います。

MVNO委員会からの説明は以上となります。ありがとうございました。

【相田座長】 ありがとうございました。それでは、ただいまの各社様からの御説明につきまして、御質問、御意見がございます構成員の方は、挙手いただければ私のほうで順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたら直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。いかがでございましょうか。それでは、高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋でございます。

1点コメントです。NTTドコモさんの資料だと10ページ、空中線設備の追加検証について、これ、度々問題になる点ですが、また追加検証を検討してはどうかという御意見、私もそう思います。

各社における資産の定義、資産の何をもって資産の価額を決めているのかという点ですが、物的なものは分かりやすいのですが、役務の部分の資産への計上の仕方という点で、ものづくりでいうと加工費のところで、人件費等の処理の方法等がおそらく違っていて、いろいろと計算結果に乖離が出てくるのかと思いますので、この点を検証するということを進めていただきたいと思います。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございました。それでは、続きまして、武田構成員、お願いいたします。

【武田構成員】 御説明ありがとうございました。

私も実は同じところですが、この空中線設備の件について、今後どうするかという点につき、3社でおっしゃることが違っていて、私の理解では、NTTドコモさんは、先ほど高橋先生もおっしゃられたように、もう少し追加検証をしたほうが良いのではないか、KDDIさんは、鉄塔もトラヒック比にしたほうが良いのではないかという御意見でした。そして、ソフトバンクさんは、まだ注視していくということでしたが、ソフトバンクさんとしては、この他社の御意見についてどのようにお考えになるのか、少しお聞きしたいと思いました。お願いします。

【相田座長】 ありがとうございました。それでは、ソフトバンクさん、ただいまの武田先生からの質問について、お答えいただけますか。

【ソフトバンク】 ソフトバンク、伊藤です。武田先生、御質問ありがとうございます。

弊社の空中線設備に関する今後の見直しの考え方ですが、少なくとも鉄塔と鉄柱に関し

ましては、かなり議論を重ねた中で、改善すべきという一旦の結論を得たので、こちらに関して、まずは出来上がりの結果も含めて検証していく、検証というか結果を確認していくというフェーズではないかと思っています。

それ以外の資産の詳細の確認や、それ以外の資産の深掘りに関しては、特にこれまで検討していない項目については、必要に応じて引き続き検討することは否定するものではありませんが、プレゼンでも申し上げましたとおり、資産管理方法も各社結構ばらばらで、粒度もかなり違ってくるということがあり、場合によっては現地で調査しないと分からないということも生じてきますので、その辺りも少し考慮いただいて、深掘りをしていただければと思っています。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございました。KDDI様は、トラヒック比に見直すべきという御意見で明確だと思いますが、NTTドコモ様のほうで、何かこの件につきまして追加のコメントはございますか。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございます。

KDDIさんが御指摘されている、空中線設備の鉄塔の配賦にトラヒック比を用いることについては、これまで様々議論した結果として回線数比になってきたという経緯もありますので、見直しに足るような事情があるかどうか、また、空中線設備等、原価の差分が明らかなどところについて、もう検証できるところがないといったような、現状の仕組みにおいて検証、追究しきれなくなった時点で検討されるのが良いのではないかと考えております。先ほど高橋先生もおっしゃってございましたとおり、空中線設備について、もう少し検証を深めるのが良いのではないかと考えております。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございました。高橋先生、武田先生、よろしいでしょうか。

【武田構成員】 大丈夫です。ありがとうございました。

【高橋構成員】 大丈夫です。

【相田座長】 酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 酒井でございます。

空中線設備について、私も質問しようかと思ったのですが、今の回答で大体分かりました。

冗長性の論点について、多少私も誤解がありまして、要するに冗長設備を用意したら、

その分だけ当然コスト、原価が上がると。ただし、接続料として、それを需要にカウントするわけではなく、お金を余計に取るわけではないけれども、もともとの設備費が上がっているで原価が上がっていると、そういうことが分かりました。皆さんそういう御意見でしたので、全然問題ないと思います。よろしくお願いします。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。ほかいかがでございましょうか。それでは、関口構成員、お願いいたします。

【関口座長代理】 関口でございます。

MVNO委員会さんの資料96－4の4ページ目について、少し質問をしたいと思っております。

これは、昨年度の会合で、NTTドコモさんからプレゼンされた資料を転用されていて、この臨機応変な一時的な対応がNTTドコモさんの御尽力によって実現したということで、これはこれでハッピーな話だとは思っているし、これについて、更なる環境整備ということ要望されている、これはこれで私は納得しております。ただ、このような一時的な対応で満足しているのかについては、MVNO委員会さんにもう少し内容を聞かせていただきたいと思っております。

というのは、日常的に契約帯域では足りないような時間帯が一部発生しているようなときに、MNOとしては、契約帯域を買い増してくれば良いのではないかとということをおっしゃるわけですが、そこはMVNOにとっては少し資金面で無理があるという場合、将来的に、月額を支払いを、例えば時間貸しのような制度に変更することを検討することを、MVNOさんが要望されるのかどうかといった点については、やはり借手であるMVNOさんから声を大にしていadakないと、制度対応を検討するにしてもきっかけをつかめないということもあります。そのため、こういった一時的なもの、臨機応変な対応ということ以外に、恒常的に時間貸しのようなことを希望されるのかどうかについても御意見を賜れば幸いです。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、MVNO委員会様、いかがでしょうか。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会の中野と申します。関口先生、御質問いただきありがとうございます。

今まさに先生おっしゃっていただいていたように、MVNOは、毎日、お昼の時間帯等でトラヒックが集中して速度が少し低下するということが発生するという点は御認識のとおりかと思っております。そうした点について、今、関口先生がおっしゃっていただいていたように、集中する時間において柔軟に帯域を変更いただいて、もちろんその帯域を変更いただいた部分の精算は具体的にMNO様と協議した上で、MVNOからしっかり接続料をお支払いするということになると思いますが、時間貸しのようなことができるのであれば、それはMVNOにとっても、コスト面を踏まえやすと喜ばしいことなのだろうと考えております。そのため、具体的にMVNOから実際に要望があるかどうかという点はあるかと思いますが、そうした対応が可能かどうかといった点は引き続き御検討いただきたいと、委員会としては考えております。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。関口先生、よろしいでしょうか。

【関口座長代理】 ありがとうございます。MNO側から、わざわざ時間貸ししようかという提案はおそらくしないので、借手のほうから、やはりこういうニーズがあって、そこは制度として検討してほしいというニーズをお出しいただくことは、きっかけとしては必要なような気がいたしますので、よろしく御検討のほどお願いいたします。

【相田座長】 ほかにいかがでございましょうか。

では、私から、まずは番号ポータビリティに関してMNOさんから御提案がありました転送機能については、ごもっともなのかと思いました。

その一方で、非常時ローミングについては、特定卸ではないという整理が良いのか、あるいは、もともと特定卸の制度でもしかるべき理由があれば提供を拒むことができるというようなことになっておりますので、特定卸ではあるけれども、必ずしもMVNOに提供する必要がないという形で整理するほうが良いのか、その辺については様々な選択肢があるかと思っておりますので、法制度的というところ少し大げさかもしれませんが、制度の立てつけとの関係でどちらのほうが落ち着きが良いのかということについて、事務局において御検討いただきたいと思います。

今のところほかに御発言もないようですので、これまで、最後の私の発言も含めまして、事務局から何かコメントはございますでしょうか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございます。

全体的に先生方にいただいた御意見も踏まえつつ、次回に向けて考え方の整理を進めて

いきたいと思います。

最後の相田先生に御指摘いただいた点について、制度の立てつけだけ申し上げますと、電気通信事業法第38条の2において、何が特定卸電気通信役務に当たるかという、指定設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が少ないものとして省令で定めるもの以外のものということになっています。先ほど相田先生におっしゃっていただいたように、特定卸ではないと整理するためには、この適正な競争環境に及ぼす影響が少ないものに当たると整理しなければならないところ、まだ実際に非常時ローミングも始まっていない中で、あらかじめそういった整理をするのかということもあるかと思うので、いずれにせよ、考え方の案を考えてみたいと思います。ありがとうございます。

【相田座長】 ほかよろしいでしょうか。

【NTTドコモ】 NTTドコモでございますが、すみません。先ほど関口先生から御発言がありました時間単位の課金についてコメントを申し上げたいと思います。

現在、我々のデータ接続においては、1日を最小単位として帯域の増速減速を行っております。理由としましては、トラヒックの増減の変動が、基本的には1日を単位として収まっておりますので、それを最小単位とさせていただいているものでございます。先ほどお昼の12時頃に非常に混み合うという話がありまして、その分だけ追加料金を御負担いただいている話もございましたが、我々としては、ネットワーク自体を最大トラヒックのキャパシティーに合わせてつくっておりますので、それ以外の時間帯で費用の御負担がないということになった場合は、それ以外の時間の費用については、MNOのユーザーが負担するということになるのではないかと考えておりまして、これはMNOユーザーとMVNOのユーザーとの間の公平性の観点で課題があるのではないかと考えております。

いずれにしても、御要望いただきましたら協議をさせていただいて、どのような形ができるかということは検討したいと存じますが、現時点においてこの点が懸念されましたので申し上げさせていただきました。

以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。関口先生、お願いいたします。

【関口座長代理】 大橋様、どうもありがとうございました。

実はこの点は私も認識が違ってなくて、例えば今のようなお昼頃の時間帯だけに限定して時間貸しの制度を検討するというようなときには、当然のことながら、全体のネット

ワークの中の空きスペースを探すことができれば良いけれども、そうでない場合には、そこがまた増設要因になるわけで、その部分については、例えば時間貸しの単価が何割増しかになるといった形で、利用者であるMVNO側が一部その料金を負担しなければいけないだろうと思っています。現状の接続制度の中に組み込んで、単価を変えずに貸せといったことにはならないだろうというふうに思っておりますので、そこはそのような御要望がきちんとニーズとして出てくるかどうかにもよるわけですが、今後、将来的な検討課題として、時間単位のような接続料制度が検討できるようなことがあれば、また改めて、そういう場で検討含めればよろしいかと思っております。

以上です。

【相田座長】 ありがとうございます。私からも付け加えさせていただきますと、この接続料に関しては、当然従量制というオプションもあり得る中で、やはり帯域課金のほうが予見性が高いということで選択されてきたという経緯だったかと理解しておりますので、この時間貸しというものを究極に推し進めていくと、従量制課金に近くなってくるかと思われ、やはりかなり本質的なものではないでしょうか、そういう議論に踏み込む可能性もあるかと思って聞いておりました。

この件につきまして、追加で御発言の御希望等ございますでしょうか。

それでは、この件につきましては、本日の意見交換はここまでということにして先に進めさせていただきます。

○ 関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法に関するヒアリング

【相田先生】 議題の（２）は、関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法に関するヒアリングでございます。

本件につきましては、前回事務局より関門系ルータ交換機能の利用中止費の経過措置に関する論点について御説明いただき、また、NTT東日本、西日本からヒアリングを行ったところでございます。今回は、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会と、一般社団法人I P o E協議会からヒアリングを行い、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まずは一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会より御説明をお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 日本インターネットプロバイダー協会の木村と申します。

資料の共有をさせていただきます。

当協会では、3年前も本研究会において、この議題に関しましてプレゼンテーションをさせていただいたんですけれども、基本的には今でもそのときの主張とは変わっておりません。

3ページ目は、本研究会第6次報告書で書かれていることを記載させていただいておりますが、割愛させていただきます。

これは、前回NTT東西様からプレゼンをいただいた内容でございまして、3年後には単県POIの増設がほぼ終わる見込みであるというようなお話をお聞きしました。

これを踏まえて、本日、当協会の説明をさせていただきますが、まず最初に、IPoE方式につきまして、現在ではNGNにおける主要な方式となっております。

次に、IPoE協議会様が公開されている資料を使わせていただいているんですけれども、IPoE協議会、IPoEの利用者数、現在1,600万回線、ポート数でいうと直近では、大体480になっております。若干、ほぼ伸び悩みというか、大分伸び切っている状況には思われます。ポート数もだんだんもう落ち着いてきており、ポート数の総量が飽和するのは特に前提ということではないんですけれども、今後につきましては、接続事業者が予見できるような、利用中止費の経過措置を継続する前提条件を明示いただければというふうに思っております。

私どもの会員の中には、地域ISP事業者が多数いるわけなんですけれども、IPoE接続を使う場合には、既存のVNE事業者様から提供を受けてIPoE接続を提供しているという状況でございます。しかしながら、当協会の地域ISPの中には、単県で、1つの県で直接NTT東西様とIPoE接続をしたいという事業者が数社あります。そういった事業者は、小規模ということもありまして、多分ゲートウェイルータは1社当たり一、二台と、その程度しか使われないと思います。ゲートウェイルータにつきましては、利用中止費は本則に戻って、網使用料になったほうが参入はしやすいという問題があります。ただ、それだけではなくて、単県POIだけでIPoE接続ができないというような問題もございますので、まだ地域ISP事業者には高い参入ハードルがあると認識しています。

ゲートウェイルータの利用中止費の問題です。既にIPoE接続を提供しているVNE事業者間において、一部の事業者が集約POIから単県POIに移行するため、この段階で生じる集約POIの利用中止費の負担は、その事業者のみが負担するという、今の網改造料の制度で運用されるのが公平であるという御主張は理解できます。今のVNE事業者

は、資料8ページ目に記載の8社になるわけなんですけれども、全て大手の事業者で、大手ISP事業者も、ここから提供を受けていたりします。ただ、その公平性という問題は、8社のVNE事業者の間でありまして、これから新規に参入をしようとしている小規模な地域ISP事業者に関しましては、やはり利用中止費が網使用料であったほうが参入リスクは少ないかなと考えております。これは、今回の議題ではないんですけれども、地域ISP事業者が単県で、IPoE方式で参入をするのが困難でございます。PPPoE方式ではできていることがIPoE方式では難しいというのは、1つには経済的条件があります。ここにちょっと金額を書かせていただきましたが、広域での接続となりますと、東京ですと月額料金として100G/bpsで45万8,000円プラス690万円と、小規模な地域ISP事業者には非常に敷居が高い状況になっております。

ただ、これが、コストの低下あるいは柔軟化によって地域ISP事業者がIPoE方式に参入できることになると、FTTHサービスの市場がさらに拡大し、さらに地域の活性化に寄与するのではないかなと考えております。

以上で、プレゼンを終わらせていただきます。

【相田座長】 ありがとうございました。

では、続きまして、一般社団法人IPoE協議会様から御説明をお願いいたします。

【IPoE協議会】 外山です。

それでは、私のほうから、IPoE協議会の説明をさせていただきたいと思います

それでは、1ページをおめくりください。スライドの1、こちらは協議会の概要です。

次に、スライドの2を御覧ください。こちらが、現在IPoE協議会の会員数、それから、理事を行っている会社が、現在のVNEの事業者ということになっております。9社ございます。

次のスライド、スライド3を御覧ください。IPoE協議会では、今回、こういった議論を進めていく上で、やはり統計情報というのが大事だろうと考え、IPoEの統計情報を公開しております。こちらのほうを御覧になってお分かりのように、全体の接続の契約数、それから、それを利用しているISP数、そして接続しているポート数を公開情報として出しております。もともとNGNでのIPv6の対応の話がございましたので、コンテンツ事業者等にIPv6対応を促していきたいということと、本研究会での議論だとかいろんなところでこのデータを使って健全な議論をしていきたいという目的で、この数字を公開しているところでございます。

それでは、次のスライド4にまいります。現状分析と基本的な考え方ということで、本研究会の第6次報告書でも記載されておりますように、現在、ゲートウェイルータの利用中止費は、特例措置として網改造料として設定されております。それから、今年度、令和7年に原則への復帰を再度検討する方針ということになっております。

その検討に関しまして、協議会としての基本認識としては、我々が利用しているI P o E方式は、先ほどの利用者数にもございましたように、日本のインターネットインフラを支えている根幹であると考えております。ここに対するその制度の設計及びその変更が価格に影響し、それがデジタル競争力に直結すると認識しております。したがって、拙速な原則、網使用料への復帰は、市場の安定性、それから公平性を損なうというおそれがあると考えており、慎重に検討を進める必要があると考えております。

下のグラフはトラヒックのグラフです。総務省のほうで計算しているものでございます。ポート数の伸びが少し緩和してきているんじゃないかというお話が先ほどございましたけれども、トラヒックは相変わらず伸びており、トラヒックが伸びれば、やはりポートの数もどんどん増えていくというところは自明かと存じます。

では、次のスライドにまいります。そのポート数の増減ということに関しまして、P O Iの話がございました。P O Iをどのように利用しているかということに関しまして、スライド5ページ目の図で示しております。集約P O Iというのが全国、東日本、西日本それぞれのP O Iです。それから、ブロックP O Iというのはある複数県をまとめたP O Iでございます。これらは県間の接続料が含まれる、つまり、東日本全体、西日本全体のところに届けるという意味で、NTT東日本、NTT西日本で県間接続を提供してくれる、その料金が含まれるということになります。

したがって、例えばVNE事業者がブロックP O Iに対して接続するかどうか、あるいは単県P O Iに接続するかどうかを考えたときに、経済合理性の観点から、NTT東西に県間を運んでもらうよりも、各県までの伝送部分をVNE事業者自身がうまく調達でき、そちらのほうで安ければ、ブロックP O Iあるいは単県P O Iを使うという形になります。左側の図では、VNE事業者が自社で各単県P O Iへ接続するよりブロックP O Iのほうが安ければブロックP O Iを利用するという形になりますし、また、右側の図では、各県までの伝送、それから各県のP O Iの利用料、こちらのほうがトータルで安ければ、単県P O Iを利用することになります。この辺の費用、ネットワークの作り方、伝送費用等は、VNE事業者それぞれの、ネットワーク料だとか設計等より異なってきますの

で、各社ごとにどこをどう使うかということが変わってくるということになります。

それでは、次のスライドにまいります。利用中止費の網使用料化による影響についてのスライドでございます。現行の網改造料ベースのものと、利用中止費は利用事業者が費用を案分して負担するという当事者負担の原則で進めております。この下のほうの表に書いてございますように、現行の I P o E 方式に関しましては、ゲートウェイルータの専用部、いわゆるポートの部分を利用中止した場合には、その利用を中止した事業者がポートに関する利用中止費用を全部負担するというスキームになっております。専用部と、それから共通部と書いてあるのは、これはゲートウェイルータ自体が利用を取りやめる、あるいは新しいゲートウェイルータに変えるという場合で、一旦古いものを全部利用中止する形になります。そういった場合には、接続中の事業者で全部按分して、その時点で利用中止費を払っているという状況になります。

これが、網使用料化した後ということになりますと、利用を中止した事業者自体の負担はないのですが、利用中止費に関わる費用は翌々年度の利用料金に転嫁されるという形になります。

比較のために、P P P o E 方式についても書いております。事業者が負担することに関しては現状の F 型というところの事業者が全部負担する形になっており、こちらのほうは増設基準がないという形の、今 I P o E でやっているルールと似たような形になるかなと思っております。増設基準のありなしということによって P P P o E 方式のほうは違いがありますけれども、I P o E 方式のほうは N T T 側の増設基準がないという形が前提としてのスキームになっております。

次に、利用中止費の網使用料化によっての影響ですけれども、先ほどお話ししたとおり、事業者間での不公平な負担を発生させるリスクがあります。利用を中止した事業者だけがその利用中止費を支払うというのが現行です。網使用料化した場合には、そのコストが翌々年度に発生します。それはすなわち、利用を中止した V N E 事業者へのコスト負担がないということだけではなく、現在接続中の事業者の負担、それから、将来接続する事業者、新規参入事業者のコスト負担にもなり得るということで、これにより予期せぬ負担増の発生、あるいは事業予見性が失われることになります。

次が、スライド 8 です。単県 P O I 設置期間における影響ということで、トラヒックが伸びる、ポート数が増えるということではございますけれども、実はブロック P O I のポイントをよく見てみると、そこでは、全国 P O I、それからブロック P O I のほうでは利

用ポートが減るという機会が結構多いということもお知らせしておかないといけないと思います。前に出しました統計情報の数字は全体の数字ですので、それは増えたもの、減ったものというものを相殺して出てきた数字です。実は全国P O I、それからブロックP O Iのほうで、利用中止しているケースがまだ生じていることをここでは申しております。その数字に書いてございますように、全国のP O Iでは43から23ポート、ブロックP O Iのほうでは48から26ポートとポート数が減っています。単県P O Iは、これ以上さらに分散することはございませんので、178から384ポートと増えています。現在のところ、単県P O Iが未設置のエリアがあり、単県P O I開設がまだ継続中ですので、今後もトラヒック増に伴って、単純にポートが増えるという話だけではなくて、単県P O Iに移行する減設がかなり行われることになります。そのため、まだ利用中止費のスキームの変更の影響は大きいということになります。

最後のスライドになります。9スライド目です。当協議会の意見といたしましては、利用中止費を直ちに原則に戻すことは、VNE事業者の事業運営に多大な影響を与えると考えております。単県P O Iの整備が完了した後、多少変動が収束していくということを見据えて、利用中心費の扱いを原則に戻していく検討を行っていくことが適切であると考えております。

それから、利用中止費が原則に戻るということを踏まえて、やはりそこがどういう形になっていくかというのをNTT東西様と、それから当協議会及び関係者の間で準備を進めていくことが必要だと考えております。

それから、VNE事業者の希望としては、やはり要望ベースで設備の増設が行えることがトラヒックの増大に対する対応策として大事だと考えておりますので、トラヒックはまだ増大しつつある点において、我々の要望ベースで増設が行えることは維持されるべきだと考えております。今回、利用中止費の扱いを考えて今後の扱いを検討されると思いますが、それ以外の点での変更が必要だと主張があるのであれば、それはまた今回の話とは独立に議論されるべきと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【相田座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございます構成員の方は、また挙手いただければと思います。いかがでございましょうか。

私から感想めいたことを申し上げさせていただきますと、似たような話が昔P S T Nマ

イグレーションでもあったかなというところで、昔は県ごとにP O Iが設置されていたのが、P S T Nマイグレーションで、東西での集中P O Iでつなぐという方向になったわけです。その背景としては、各県でやっていらっしゃった小さな電話事業者さんというのがほとんどなくなっても、全国サービスされるような事業者さんが主になったということかと思いますが、インターネットプロバイダー業界のほうでは、まだやはり小さい範囲で事業をしていらっしゃる事業者がかなりいらっしゃる。I P o E協議会さんが最後におっしゃったのがどういう意味なのかはよく分からなかったのですが、その事業者にとって、やっぱり現状のI P o E方式では使いにくい側面があり、今議論しているような形のI P o E方式での接続というのが今後ずっと主流であるのかについても、I O W Nなどが出てくる中での状況を見つつ、判断していく必要があるのかなと思いました。

ほかに御意見等をお持ちの方、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局のほうから何かございますか。

【小川料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。相田先生、ありがとうございます。

本件につきまして、もともと事務局から論点提示させていただいた際、令和7年度に一旦その状況を見て利用中止費の扱いを検討するということでございましたが、前回のN T T東西様からの御説明、それから本日のJ A I P Aさん、それからI P o E協議会さんからの御説明で、単県P O Iの増設状況に関するお話もございましたので、その辺りもよく考慮しながら、今後の扱い検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

【相田座長】 ありがとうございます。先ほどの議題についてもそうですけれども、本日の議題につきまして、追加でお聞きになりたい事項やコメント等がございましたら、事務局において取りまとめますので、1週間後、来週の金曜日までにメール等で事務局までお寄せいただければというふうに思います。

それでは、次回会合等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【小川料金サービス課課長補佐】 相田先生、ありがとうございます。改めまして、事務局でございます。

皆さん、本日はありがとうございます。次回会合の詳細につきまして、別途、事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

【相田座長】 以上で、事務局に御用意いただきました議題は終了いたしましたけども、全体を通じまして、御発言の御希望ございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

【ＩＰｏＥ協議会】 すみません、ＩＰｏＥ協議会の外山です。

先ほど申し上げたのは、ＪＡＩＰＡさんのおっしゃるような今の現在の仕組みのＩＰｏＥ方式ではない要求があるのであれば、それは別の形で議論するほうがよろしいんじゃないですかというお話をさせていただきました。

あとそれから、先ほど電話のＰＳＴＮのお話をされていましたが、そこに関して、現在地域のＩＳＰ事業者が少なくなっているというよりは、ＩＰｏＥ方式を利用する地域のＩＳＰ事業者も結構増えてきているというところがございますので、ある意味、地域のＩＳＰ事業者さんのサポートもあり、今の現在の仕組みができているのかなというふうに思っているところでございます。

補足は以上です。

【相田座長】 ほか、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、これをもちまして、第96回会合を終了したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以上